

## 武豊町公共施設アダプトプログラム実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域にとって重要な公共空間である公園、緑地、広場、花壇等の公共施設（以下「公園等」という。）の美化及び保全等のため、町民が公園等の里親となって、ボランティアで管理するアダプトプログラム（公共施設の里親制度）を実施し、環境美化に対する町民意識の高揚を図るとともに、町民と町が一体となった公園等の環境美化活動を推進することを目的とする。

### (届出)

第2条 公園等の里親になろうとする個人又は団体（以下「町民等」という。）は、自ら公園等の管理区域を定め、町長に養子縁組届（様式第1）を提出するものとする。

2 里親を辞退する場合は、里親辞退届（様式第3）を町長へ提出するものとする。

### (合意書の交換)

第3条 町長は、前条第1項の届出があった場合、その内容が適切であると認めるときは、町民等と合意書（様式第2）を取り交わすものとする。

### (里親の役割)

第4条 里親が行う公園等の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理区域内の空き缶や吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 管理区域内の除草
- (3) 情報の提供
- (4) その他公園等の環境美化に必要な活動

### (町の役割)

第5条 町長は、里親の活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要なごみ袋の支給
- (2) アダプトサイン（里親の名称表示板）の設置
- (3) その他活動に必要な事項

2 里親が公園等環境美化活動中に被った傷害や第三者への賠償責任については、原則として町で加入している「武豊町町民活動災害補償制度」又は「町民総合賠償補償保険」等にて対応し、これを補償又は賠償するものとする。

3 第3条の合意書を取り交わした町民等が、武豊町以外の者の管理する公共施設を管理区域とするときは、町長は、当該公共施設の管理者へ通知するものとする。

(庶務)

第6条 アダプトプログラムに関する庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。